

国土交通省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令について

平成 18 年 6 月
大臣官房技術調査課
総合政策局技術安全課

1. 研究交流促進法について

研究交流促進法（昭和 61 年法律第 57 号）は国と国以外の者との研究交流を促進し、もって国の研究の効率的促進を図ることを目的とする法律である。

また、国土交通省関係研究交流促進法施行規則（平成 12 年総理府、運輸省、建設省令第 6 号。以下「施行規則」という。）は、研究交流促進法を実施するため、国土交通省における国有の試験研究施設・土地の廉価使用に係る具体的手続き等を規定したものである。

2. 改正の背景

今通常国会（第 164 回国会）において、国有の試験研究施設・土地の廉価使用に関する特例の措置（構造改革特区による特例措置の全国化）等を内容とする「研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）が平成 18 年 5 月に成立した。

今般、改正法が平成 18 年 7 月 1 日に施行されることに伴い、施行規則及び国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成 15 年国土交通省令第 44 号）について所要の改正を行うこととする。

3. 改正の概要

- 国土交通省関係研究交流促進法施行規則の改正
国有の試験研究施設・土地の廉価使用に関する特例措置に係る手続きについて新たに規定
- 国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の改正
構造改革特区による特例措置の全国化に伴い、研究交流促進法関連部分を削除

4. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成 18 年 6 月 30 日（金）
施行：平成 18 年 7 月 1 日（土）